

○能勢町子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月25日条例第32号

改正

平成26年12月24日条例第25号

平成29年3月31日条例第8号

令和5年6月19日条例第11号

能勢町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、能勢町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 会議に、専門の事項を調査審議させ、又は処理させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、第2項各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は

妨げない。

- 2 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議又は処理が終了する時までとする。ただし、その任期は2年を限度とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 会議は、会長が必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第8号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月19日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。